

都道府県中古農業機械査定士協議会 設置・運営要領

平成26年4月1日

平成29年9月26日 一部改正

平成30年2月21日 全部改正

一般社団法人日本農業機械化協会

1. 目的

この要領は、中古農業機械査定士制度運営規程（以下「運営規程」という）及び中古農業機械査定士制度運営規程細則（以下「運営細則」という）に定める都道府県中古農業機械査定士協議会（以下「県協議会」という）の設置及び運営等を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2. 協議会の設置

(1) 県協議会を設置しようとする場合、全農県本部・経済連・県JA（以下「系統県組織」という）及び全農機商連道府県商協（以下「県商協」という）は、所属本部の支援の下、中古農業機械査定士制度の適切かつ円滑な運営に関する以下の業務を共同して実施するものとする。

設置に当たっては別紙「都道府県中古農業機械査定士協議会規約(例)」を参考に、協議会の目的、事業や会計規則、参画者の責任と分担等を規定した規約を制定して中古査定士制度の普及・発展を図るものとする。

(2) 系統県組織及び県商協の参加により県協議会が設置されることとされ、規約の制定、役員を選任等が行われたときは、様式県協－1号により協会へ届け出るとともに所属本部にその写しを送付するものとする。

なお、設置後、これら届出内容に変更のあった場合には、様式県協－2号により届け出、写しの送付を行うものとする。

(3) 前項による県協議会が直ちに設置できない都道府県にあつては、当面、系統県組織又は県商協が単独で3. の業務等を担うことができるものとする。ただし当該取扱いはあくまで暫定的措置とし、可及的速やかに両組織の共同実施体制に移行を図るものとする。

(4) 県商協の組織されていない都道府県にあつては、全国農業機械商業協同組合連合会が県商協に準ずると認めた組織が、本制度に係る県商協としての役割を果たすものとする。

3. 県協議会の業務内容等

- (1) 県協議会は、中古農業機械査定士講習・技能検定試験及び査定事業者、中古査定士の届出・記録・管理その他の、当該都道府県における本制度の円滑な実施による中古農業機械流通の高度化に資するための業務を行なう。
- (2) このため、県協議会は、運営規程、規程細則、中古農業機械査定士講習・技能検定試験実施要領（いずれも平成26年4月1日日本農業機械化協会制定）その他の関係規定に基づき業務を実施する。
- (3) 県協議会の会長は、本制度の適切かつ円滑な運営のため、必要な資質等を備えた実務者の中から管理責任者を選任するものとする。

4. その他

複数都道府県を営業範囲とする広域販売会社及び当該社に所属する中古査定士（中古査定士の資格を得ようとする者を含む。）と各県協議会との関係については、別に定める。

別紙

〇〇県中古農業機械査定士協議会規約 (例)

(名 称)

第1条 本会は、〇〇県中古農業機械査定士協議会（以下「県協議会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を代表幹事の所属する次の事業所に置く。

名 称 〇〇〇〇(株)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 ××-××

(目 的)

第3条 本会は、一般社団法人日本農業機械化協会（以下「協会」という）が行う中古農業機械査定士制度（以下「査定士制度」という）に賛同し、本県における査定士制度の適切な運営・普及のための業務を実施するとともに、協会業務及び全国における査定士制度実施への支援・協力を適切に行うこと等により我が国中古農業機械市場の健全な発展に資することを目的とする。

(運 営)

第4条 本会の運営は、系統県組織及び県商協の相互の協力により行う。

(事 業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 県協議会の設置・届出・運営
- (2) 講習及び中古査定士技能検定試験の実施
- (3) 本県に所属する中古査定士リストの作成・管理
- (4) 所属する中古査定士の査定技能向上及び情報交換等
- (5) その他、目的達成のために必要なこと

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表幹事（会長） 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 幹 事 〇名以内

2 代表幹事（会長）は、必要に応じ系統県組織及び県商協の幹事からそれぞれ1名を選出し、2名の共同代表幹事とすることができる。

(役員を選出)

第7条 幹事は系統県組織及び県商協の役員会の協議において選出する。

代表幹事(会長)及び副会長は幹事の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員任務)

第9条 代表幹事(会長)は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は代表幹事(会長)を補佐し、代表幹事(会長)に事故があるときは職務を代理する。

(管理責任者の任命)

第10条 代表幹事(会長)は、本制度の的確な実施のため、管理責任者を任命する。

(管理責任者の任務)

第11条 管理責任者は、第5条(2)及び(3)を的確かつ円滑に実施することを主たる任務とする。

(経費等)

第12条 中古農業機械査定士講習及び技能検定試験に要する受講・受検料は、協会の定める規程・要領に基づき取扱う。受講・受検料以外の経費の取扱いについては、県協議会で協議して決定する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は系統県組織及び県商協で協議の上、定める。

(施行期日)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人日本農業機械化協会
会長

殿

名 称 ○○県中古農業機械査定士協議会
代表者氏名 _____ 印

中古農業機械査定士協議会設置報告書

この度、中古農業機械査定士制度運営規程に基づく都道府県中古農業機械査定士協議会を下記のとおり設置し、別添の規約を制定したので報告します。

設置年月日	平成 年 月 日
名 称	○○県中古農業機械査定士協議会
代表者所属氏名	○○○○(株)代表取締役 (○○県○○商協会長) ○ ○ ○ ○
住所・TEL	
構成団体等	
担当者所属氏名	
住所・TEL	

※原本は協会へ、写しを所属団体へ送付して下さい。
別添として、協議会規約を添付して下さい。

平成 年 月 日

一般社団法人日本農業機械化協会
会長

殿

名 称 ○○県中古農業機械査定士協議会
代表者氏名 _____ 印

中古農業機械査定士協議会 変更届

この度、当○○県中古農業機械査定士協議会について、以下の変更がありましたので報告します。

	変 更 前	変 更 後
名 称		
代表者所属氏名		
住所・TEL		
構成団体等		
規 約		
そ の 他		

※原本は協会へ、写しを所属団体へ送付して下さい。

規約変更の場合は、変更後の規約を添付して下さい。その他必要に応じ、参考書類を添付して下さい。